

(参考資料 8)

国 営 計 第 2 8 号
平成 1 4 年 5 月 3 0 日

各地方整備局営繕部長
北海道開発局営繕部長
沖縄総合開発局開発建設部長
筑波研究学園都市施設管理センター長 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長 から

公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用
工事実施要領（営繕）について

標記について、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成 14 年 5 月 30 日付け国官技第 42 号・国官総第 126 号・国営計第 27 号・国総事第 22 号）の記に基づき、別添のとおり「公共建築工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）」を定めたので通知する。

なお、「営繕工事における再生資源活用工事実施要領について」（平成 4 年 1 月 1 7 日）建設省営計発第 4 号は廃止する。

国 営 計 第 2 3 8 号
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計 画 課 長

公共建設工事における分別解体、再資源化等及び再生資源活用
工事実施要領（営繕）の改定について

標記について、平成 1 4 年 5 月 3 0 日付け国営計第 2 8 号で通知し実施されているところであるが、下記の改定理由により、記述事項を一部改定することとしたので通知する。

記

改定理由 「公共建設工事における分別解体、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）」1(6)に規定する「建築工事における建設副産物管理マニュアル」の改定が行われ、記述内容が不整合となったため。

改定記述事項

- 1) 別添「公共建設工事における分別解体、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）」1(6)の文中に記載されている『「建設副産物管理マニュアル」の「3 施工編」に従い』の記述を『建設副産物管理マニュアルを参考に』に訂正する。
- 2) 別紙（設計図書における記載例）「実施要領 1(5)及び(6)の例」3. の文中に記載されている『建設副産物管理マニュアル』のうち「3 施工編」に従い』の記述を『建設副産物管理マニュアルを参考に』に訂正する。

(別添)

公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事
実施要領(営繕)

「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成14年5月30日付け国官技第42号・国官総第126号・国営計第27号・国総事第22号)の記に規定する「運用にあたっての実施要領」は次のとおりとする。

なお、設計図書への記載は、別紙の記載例による。

1. 次の内容を設計図書に記載することにより入札参加者に対し明示するとともに契約条件とする

- (1) 対象とする工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第9条に規定される対象建設工事に該当する場合、この旨及び同法第13条に規定される請負契約に係る書面の記載事項のうち、解体工事に要する費用以外の事項
- (2) やむをえない事情により、契約における条件により難しい場合は、発注者と受注者が協議すること
- (3) 運用通達記(2)の1)又は2)に基づき再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物の利用を図ることとした工事については、対象とする材料、規格及び利用箇所
- (4) 運用通達記(2)の3)に基づき建設発生土の利用を図ることとした工事については、搬出又は受入れをする他の建設工事の工事名称及び発注者の名称のほか、他の建設工事が搬出する場合にあっては利用箇所
- (5) 対象とする工事については「建設副産物情報交換システム」により作成した再生資源利用計画及び再生資源促進計画を総合施工計画書に添付するとともに、実施結果を工事完成時に提出すること
- (6) 対象とする工事については「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めること

2. 工事費積算における再生資材の価格は、実勢価格を計上することとし、地方整備局等が毎月実施する特別調査等により決定する。また、再資源化施設の受入れ費用は、地方整備局等が定期的に見積もり調査又は特別調査を行い決定する。

付則. この実施要領は、平成14年5月30日から適用するものとする。

付則. 平成18年3月31日一部改定

【別紙】(設計図書における記載例)

「実施要領1.(1)及び(2)の例」

1. 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事(以下「対象建設工事」という。)であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(建築物に係る解体工事の場合の例)

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材の取り外し 有 無	手作業(注2) 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(注1) 適用となる事項の にチェックをする。

(注2) 工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。

再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	処分場	県 市 × - × ×
木材	処分場	県 町 × - × ×

(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)の場合の例)
 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・ 外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・ 内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注1) 新築工事では、発生量等が特定できないため、当初工事には含まない。

「実施要領1.(3)及び(4)の例」

a. 再生資材の利用

(使用材料及び規格、使用箇所は、図示するものとする)。

b. 建設発生土の利用

盛土に使用する発生土は(建設工事、 工事事務所発注)からの建設発生土を利用するものとする。

c. 建設発生土の搬出

1) 建設工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出することとする。

受入れ場所： 県 市 町 番地

受入れ時間帯： 時分～ 時分00 00

仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する

搬出調書等：提出を義務付ける

「実施要領1.(5)及び(6)の例」.

2. 請負者は、分別解体・再資源化等が完了したときは、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、本工事は「建設副産物情報交換システム」(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時、及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。監督職員への報告はシステムにより作成した〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕により行うものとする。

3. 本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。